

# 県民会館管理運営に関する自己点検評価委員会設置要領

## (目的)

第1条 県民会館の管理運営の改善充実を目的として、1年間の管理運営の実績を評価するため、県民会館管理運営に関する自己点検評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

## (評価内容)

第2条 評価委員会は、次の事項について点検し評価したうえで、1年間の管理運営状況の総合評価を行う。

- (1) 平等利用の確保
- (2) サービスの提供内容
- (3) 管理費用の執行状況
- (4) 管理運営体制
- (5) 施設維持管理の状況
- (6) 法令遵守
- (7) 利用者対応
- (8) 地域貢献
- (9) 環境問題への取り組み
- (10) 防災対策及び緊急時の対応
- (11) 個人情報保護及び情報公開
- (12) 自主事業の取り組み

2 評価は、県が定める「指定管理者制度導入施設の管理運営状況に係るモニタリングガイドライン」（平成23年4月改訂）の「2 指定管理者によるセルフモニタリング」に基づき実施する。

## (構成)

第3条 評価委員会は、次に掲げる役職員により構成し理事長が主宰する。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事
- (3) 県民会館館長
- (4) 事務局長、県民会館副館長、事務局次長
- (5) 各課課長

2 理事長が必要と認めた場合、関係職員を出席させることができる。

## (開催)

第4条 評価委員会は、前年度の実績を評価するため毎年度5月末日までに開催する。

2 前項のほか、理事長が必要と認めた場合に開催するものとする。

## (結果の報告)

第5条 評価委員会は、年度ごとに自己評価報告書を作成するとともに、評価結果を指定管理に係る業務仕様書に定めるところにより県に報告する。

2 前項の自己管理報告書は、ホームページ等を通じ公表するものとする。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、管理課が行う。

## 附 則

この要領は平成23年10月1日から施行する。

(別表1)

評 価 基 準 表

評 価	評 価 内 容
A (優良)	• 事業計画、仕様書等の内容を上回る成果、実績がある。 又は • おおむね事業計画、仕様書等どおりの成果、実績があり、かつ、施設の設置目的及び指定管理業務の目的達成に向けて非常に努力している。
B (良好)	• おおむね事業計画、仕様書等どおりの成果、実績がある。 又は • 成果、実績が事業計画、仕様書等の内容を一部下回っているが、サービス向上のための取組や課題等の改善を積極的に行っている。
C (要努力)	• おおむね事業計画、仕様書等どおりの成果、実績は出ているが、管理運営に一部適正を欠く事項がある、又は積極的な取組が不足している。 又は • 管理運営において工夫改善の必要な事項が散見される。
D (要改善)	• 事業計画、仕様書等の内容の重大な不履行がある、又は非常に不適な管理運営が見られる。